

# 会計基準の国際的調和化へのEUの対応

倉田 幸路

## I. はじめに

近年、日本においても財務諸表規則、企業会計原則における基準の改正あるいは新設が盛んに行われている。これは、経済的状況の変化により新たな会計基準が必要になったり、また旧い基準を改正する必要があるのはもちろんあるが、会計基準の国際的調和化も意識していると思われる。しかも、これまで商法の会計規定に抵触しない範囲、つまり、商法が直接規定していない領域での展開が主に行われているとみることができる<sup>1)</sup>。

このような状況の中で、各国の対応にも関心が寄せられているが、ヨーロッパ諸国、特に日本と同様に商法に会計規定を持つドイツの対応も注目に値すると思われる。ドイツでは、会計基準の国際的調和化の問題を解決するために、ドイツ法務省は、1996年11月27日付けで『国際資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争力改善及び会社資金調達の容易化のための法案』(資本調達容易化法案〔1996b〕)を公表した<sup>2)</sup>。最も重要な点は、簡潔に言えば、商法第292条のあとに第292条aを追加し、外国の資本市場において資金調達が必要なためにドイツ基準以外の連結財務諸表を作成しなければならない場合、その連結財務諸表がEUの会計指令に従い、ドイツ商法により作成された連結財務諸表と同等の情報提供能力を有していること等を条件に、ドイツ商法に基づく連結財務諸表の作成を免除するという規定を入れることである。すなわち、当初1993年にアメリカのニューヨーク証券取引所に上場したダイムラー・ベンツ社は、ドイツ商法に基づく連結財務諸表のほかに、アメリカSEC基準による調整表を付した連結財務諸表

1) たとえば、証券取引法関係では、「連結財務諸表規則」、「同取扱要領」、「中間財務諸表規則」、「同取扱要領」、「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時下情報の開示について」、「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」等が挙げられる。また、直接商法の規定に反する規定としては、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(平成8年6月12日)が挙げられる。これにより、証券取引法第56条の2が付加され、この第2項によれば、大蔵大臣の認可を受けた特定取引勘定について商法第285条ノ2、第285条ノ4ないし第285条ノ6の規定にかかわりなく、時価評価が強制される。

2) 資本調達容易化法案〔1996a〕および〔1996b〕の詳しい分析は別稿で行いたい。なお、前文の改正案について、黒田・ラフィディナリヴ〔1997〕、商事法務〔1997〕でも紹介されている。

を作成した。この二重の財務諸表は、どちらの数値を信用したらいいのか、またドイツの国際企業に過重な負担を課すという点で、多くの問題をかかえている。そこで、これらの国際企業の過重負担を回避するという配慮をするとともに、個別財務諸表への国際的調和化の影響を避けるために、上記の法案を作成したものと思われる。この資本調達容易化法案は、1996年末の時点でまだ可決されていないにもかかわらず、すでにダイムラー・ベンツ社や1996年に上場したドイツ・テレコム社はアメリカの証券取引所に提出したものと同じ財務諸表をその他の証券取引所にも提出している<sup>3)</sup>。

この資本調達容易化法案は、特にその背景説明に興味深い記述もみられ、この法案（中間草案も含む）の検討も重要な問題であるが、その前に、このようなドイツ会計基準の展開方向の基礎にドイツのEUへの対応の問題があると考えられる。周知の1999年の通貨統合の問題をはじめとして、ドイツ企業の会計問題をEC第4号会社法指令の解釈に係わる問題としてEG裁判所に判断を求めたことから大きな問題となった「トンベルガー対ヴェテルン兄弟有限会社ケース」<sup>4)</sup>からもみてとれるように、ドイツにおいては、国際的対応を考える場合、まずEUの判断（基準）を考慮しなければならない。逆にいえば、国際的競争の時代に生き残るために、EU諸国との協調、共生を考えなければならないといえる。

このように、EUにおける会計基準の国際的調和化の問題について、つぎの2つの文書が重要な意味をもってくる。すなわち、EU委員会報告『会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略』（EU委員会報告〔1995〕）および、この報告書に基づく会計指令についての連絡委員会報告『国際会計基準（IAS）とヨーロッパ会計指令との合致の検証』（EU連絡委員

3) ダイムラー・ベンツは証券取引法第24条第1項に基づき東京証券取引所に提出した有価証券報告書（ベンツ〔1996〕）において、つぎのように述べている。「2つの会計基準に基づく開示を行うことの経費負担及び米国会計基準の方がドイツ会計基準よりもより透明性が高く、他の国際的企業グループと当グループの比較が容易になると考えられること等に照らして、1996年12月31日に終了した当事業年度より、全世界（ドイツを含む）において、米国会計基準による財務書類のみを投資家向けの年次報告書（マニュアル・レポート——原文のまま）等で開示することとした。この一環として、本書においても米国会計基準に準拠して作成された財務書類を記載することに変更した。」（41頁）。また、ドイツテレコムも、東京証券取引所に提出した有価証券報告書（ドイツテレコム〔1996〕）において、「ドイツテレコムは、グローバル（全世界）ベースで同一内容の財務開示を行う方針を採用している。このため、日本での財務開示はドイツ本国及び米国の財務開示と同一内容のものである。」（105頁）と述べているように、両社とも、この法案を先取りして、すでにアメリカ基準で作成した一組の財務諸表を公表している。

4) このケースは、子会社の利益はいつ親会社の財務諸表に計上されるべきかに関する問題で、実現の問題とも関わり極めて重要な論点を含み、また、このケースをドイツ国内でなくEG裁判所に判断を求めたことで、ドイツにおいてもおびただしい数の論文が公表されたことをみても、ドイツにおけるこのケースへの関心の高さがわかる。このケースは1996年の6月27日付けのEG裁判所の判断（EG裁判所〔1996〕）で確定した。この文書とこれに対する論文の検討は別稿で行いたい。なお、この確定した文書にいたる経緯については、稻見〔1996〕で紹介されている。

会報告〔1996〕)である。本稿では、ドイツの資本調達容易化法案の基礎的前提となっていると思われるこの2つの報告を検討することにより、ヨーロッパおよびドイツの会計基準の国際的調和化への対応の問題を明らかにし、さらに、この流れを受けて1995年度の連結財務諸表よりIAS基準を採用したことにより話題となったドイツ銀行の財務諸表(ドイツ銀行〔1995〕)の分析を通して、そのIAS適用の問題点を検討することとする。

## II. EU委員会報告『会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略』

EUが会計基準の国際的調和化を意識した方向づけを示した文書として、1995年11月に公表されたEU委員会報告「会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略」が注目される<sup>5)</sup>。本節ではこの文書によるEUの会計基準の国際的調和化の方向を明らかにしたい。

はじめに、少し長くなるが、これまでの経緯をふまえた序文における総括の一部を引用するところとおりである。

「第4号会社法指令と第7号会社法指令は、EUにおける個別企業と企業集団の財務諸表作成のための調和の基礎を作ってきた。これにより、全体として、会計原則一般の価値が高くなり、財務諸表の比較可能性が改善され、限度を越えた行動に対する制約やヨーロッパ証券市場に上場するための財務諸表の相互承認が作り出されてきた。

たしかに、指令はすべての問題を解決していない。……個別問題は、一般に取り扱われず、指令はもともと多くの選択権と異なる解釈を許容する条文化を受け入れることによってのみ成立した。EU指令とそれを変換した国内法に従って作成された財務諸表は、国際的局面で特にアメリカSECによって——要求される程度の高い原則を満たさない。

……国際的な資本市場——大抵はニューヨーク市場——で資本を調達しようとする大企業はさらに第2の財務諸表を作成しなければならないことが明らかとなった。このことは労力が多くかかり、高価であり、明らかな競争上の損失を示している。その上、多くの財務諸表を作成することは、混乱を引き起こし、ヨーロッパ企業は、ヨーロッパ的影響が及ばない会計原則(US-GAAP)を守らなければならない。ますます加盟国は大規模な民営化計画を遂行し、当該企業の資本需要は増加するので、このような問題に直面する企業の数は絶え間なく増える。

IASCがすでに先行している国際的調和化のプロセスにEUのウエートを強めることが、この報告書で提案される。……すでに存在するIASをEU指令と調和させる、ないし、さらに確定されるIASをEU法と調和させることが確実になる方向に進まなければならない。

EU内部で、すべての参加者と密接な共同作業が必要である。……このことは、国際的調和化の議論へのEUの影響を強め、特に連結財務諸表について、加盟国が調和した会計原則を用

5) 本節におけるEU委員会報告〔1995〕からの引用、参照は項番号だけ示すこととする。

いることにより、統一性が改善される。

この改革は、できるかぎり会計指令を変更することなく行われることが提案される。」(1.1 ~ 1.6)

このように、要約すれば、EU 指令によりEU諸国における相互承認が行われ、ある程度の調和化は行われたが、アメリカの証券市場へ上場することによる資本調達をめざすヨーロッパの国際企業にとって、第2番目の財務諸表を作成しなければいけないことから、過重な負担をかけることになる。そこで、これまで会計基準の国際的調和化にすでに先行した役割を果たしている国際会計基準（IAS）に積極的に関与し、IAS を EU 法と調和させることにより、しかもできるかぎり EU 会計指令を変えないで、会計基準の国際的調和化の問題を解決しようとする EU 委員会の姿勢が明らかとなる。

以下、この結論にいたる経緯を少し詳しくみていくことにする。

#### (1) これまでのEUにおける会計基準の国際的調和化について

これまで、周知のようにマーストリヒト条約第54条3項gによるEU会社法指令による会計基準の調和化が行われてきた。特に会計基準に関する指令にはつぎの4つの指令がある。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 第4号指令 (78/660/EWG) 25.6.1978.         |
| 第7号指令 (83/349/EWG) 13.6.1983.         |
| 銀行と他の金融機関への指令 (86/635/EWG) 8.12.1986. |
| 保険会社への指令 (91/674/EWG) 19.12.1991.     |

第4号指令の特徴について、「第4号指令は、その法の背景に従って、会計原則の完全な標準化をめざしてはいない。むしろ、財務報告の比較可能性、同等性に影響を及ぼす。それゆえ、指令は、加盟国と会社に、会計上さまざまな処理が行われる多くの選択権を予定している。」(2.1)と述べて、多くの加盟国選択権を付けることにより、調和化を目指そうとするもので、完全な標準化を指向するものではない。そして、指令の適用や解釈に関する問題は、第4号指令の第52条に従って設置される、会計指令について権限のある連絡委員会(Kontaktausschuß)の中で議論される。(2.4)

これまでの会社法指令による会計基準の調和化について、「第4号指令と第7号指令の受入と変換は——後の変更を含んで——多くの困難の中で達成された。その時以来、EU の局面で、会計や財務諸表の公表の領域での基礎的規定の調和化は行われなかった。加盟国は、会計の調和化の手段として指令の形式が実際に適切であるかどうかについて意見が一致していない。」(2.5)と述べている。第4号指令と第7号指令による調和化の努力により、以前に比べればEU各国の会計基準の調和化はかなり進展したが、現状はかなり各国の会計基準は異なっているにもかかわらず、これでもかなり困難なプロセスであったとしている。

このような状況を受けて、1990年の委員会により開催された会議において、EU における会

計規定の調和化の将来について、つぎの3点を確認している。(2.6)

- ・指令により提案された選択権の数は減少させない。
- ・近い将来、新しい法形式は採用しない。
- ・さらに国際的枠組みでの調和化の努力は互いに考慮する。

これは、これまでの委員会による会計指令による調和化は正当化し、また、その後の各国の会計基準の展開をも許容しながら、さらに会計基準の調和化を目指すという、ある意味では矛盾した方向を示すものであると思われる。

そして、この会議の成果として、会計諮問フォーラム (das Beratende Rechnungslegungsforum; Accounting Advisory Forum)<sup>6)</sup> の任命と国際会計基準委員会 (IASC) への積極的参加が挙げられる。この会計諮問フォーラムの役割について、「ヨーロッパの局面での会計問題についての議論に着手し、国内の基準化の調整作業に影響を及ぼす。会計指令で取り扱われていない多くの問題に技術的な解答を見いだすために、この委員会は、各国の規範設定機関、財務諸表の作成者と利用者のヨーロッパ連合と共同作業する。……しかし、委員会は明確な委任をしていないので、その作業の結果は、会計の領域での展開に実際に影響を及ぼすためには、十分ではない。」(2.7) と述べている。このフォーラムは、直接基準を設定する権限を持たないが、逆に、現在の会計問題を実際の財務諸表の作成者や利用者も含めた広い範囲の関係者により議論されることは、極めて重要な意味を持つと思われる。また、「諮問委員会」(Consultative Group) の会員になり、オブザーバーとして「理事会」に出席する (2.8) と述べているように、IASC へ積極的にかかわっていく方向を明確に示している。

## (2) 現在の会計問題

第4号指令と第7号指令により、「加盟国の財務諸表の質は著しく改善した。」(3.1) として、会計指令の役割を積極的に評価しながらも、現在の問題として、つぎの点を挙げている。

### ① 国際化を志向するヨーロッパ企業が直面する問題

会計指令に基づく各国の法規定に従って企業が作成した財務諸表は、国際的な資本市場目的のためにもやはり利用できない。(3.3)

### ② 指令自身に関連する問題

多くの選択権を許容し、指令の公布以来ますます重要になっている一連の会計問題に取り組んでこなかった。指令に含まれるいくつかの原則は、加盟国によりさまざまに解釈されてきたという状況や事実は、財務諸表の比較可能性にマイナスの影響を与えてきた。(3.4)

### ③ 新しい方法の必要性

会計原則は経済的発展に従わなくてはならないから、多くの加盟国は、法規定に受け入れ

6) この会計諮問フォーラムについて、すでに倉田 [1995] 6~8頁においても紹介した。また、詳しい紹介についてはオーデルハイデ [1995] 参照。

た会計規定をさらに発展させて、会計の基準化の調整をおこなってきた。ヨーロッパの局面での会計作業は、現在の会計指令に基づく評価を放棄することなく、この変化を考慮しなければならない。(3.5)

EU 各国の国際企業が作成する財務諸表で、国際的資本市場（実際にはアメリカ市場）で資金調達を行うことができないこと、および会計指令が多く選択権を含むという問題を認識しながら、なるべく会社法指令による会計基準の調和化を避ける方向を明らかにしている。

### (3) 可能な解決方法

上記の議論を意識して、現在の会計問題を会計するための方法として、つぎの4つを挙げている。

#### ① 上場企業を指令の適用範囲から除く

これはどの範囲で例外を認めるか（すべての上場企業、特定の上場企業、外国からの出資が高い企業等々）、いかなる規定を除外した企業に適用させるか（国際的会計基準、US-会計原則、あるいは両者）を決めなくてはならない。「したがって、指令は変更されなければならないが、それには時間がかかるであろう。結局、これまで連合が積極的に働きかけてきた会計の国際的調和化の統一的評価は放棄されなければならない。」(4.2)と述べて、この方法を困難であるとみている。

#### ② アメリカと財務諸表の相互承認を合意する

EU は努力してきたが、アメリカは興味を示さない。「指令は、アメリカの要請を満たすほど詳細な会計原則を含んでいない。」(4.3)と述べて、この方法は不可能であるとしている。

#### ③ 会計指令の現代化

これまで扱ってこなかった会計テーマについて、技術的解決方法をみいだすことにより、会計指令の現代化をはかるという方法も考えられるが、「指令の重要な改定を準備し、取り決めるることは多くの時間がかかり、加盟国が最終的に受け入れ、変換する間に新たな会計問題が現れるであろう。指令の変更は、法の信頼性が確保されなければならない場合に限られるべきである。」(4.5)と述べてこの方法も困難であるとみている。

#### ④ ヨーロッパ会計基準の調整

会計についてヨーロッパ的規範調整機関による会計基準の調和化も考えられるが、「この組織を作り（法的措置が必要）、包括的なヨーロッパ会計原則を作ることは非常に時間がかかる。多くの加盟国は追加的な会計原則の作成に懐疑的である。なぜなら、IASが先行しているからである。」(4.6)と述べて、この自らヨーロッパ会計基準を作成する機関をつくる方法も放棄している。

このように、第4号会社法指令と第7号会社法指令による会計基準の国際的調和化以降議論

されてきた多くの代替的方法について、いずれも指令の改訂あるいは追加が必要であったり、多くの時間、費用がかかる等の理由により、放棄ないし不可能であるとみている。そこで、最後の④に示されたようにIASによる会計基準の調整の方向が明確に示される。

#### (4) 提案された方法

これまでの議論をふまえ、現実の会計問題を解決するための方法をまとめる上で、つぎの点を前提としている。(5.1)

- ・マーストリヒト条約の原則の補完性 (Subsidiarität) と均衡性 (Verhältnismäßigkeit) を守る。
- ・新しい法規定や現存のEU規定の変更はできるかぎり避ける。
- ・追加的な会計原則の作成を放棄する。
- ・早急に現在のそして将来の展開に反応する、弾力的な法の枠組みを必要とする。
- ・必要とされる法の信頼性の程度を保証し、EU法規定の遵守を保証する。

このような基本方針に基づき、つぎの方向で議論することを提案している。

##### ① IASと会計指令との合致の検証

前項でみたように、自らヨーロッパ基準を作るのではなく、その役割をIASに期待する方向を示したが、そのためにはIASがEUの会計指令とどの程度合致しているかを確認しなければならない。この点について、つぎのように述べている。「国際的な資本市場への上場を志向するヨーロッパ企業の緊急問題を解決するために、まず第一に、どの程度現行の『IAS』は会計指令と合致しているか、を連絡委員会で検討することを委員会は提案する。この合致の確認は、加盟国にとって、大企業がこれからは財務諸表をIASに基づいて作成する許可を与える際の重要な第一歩である。加盟国は、同様の国内規定との「合致の検証」を行う義務がある。すべての指令の選択権が、各国の法規定に言及しているわけではないので、指令と調和しているIAS等が国内法に違反する場合も起こりうる。」(5.2)

「委員会が一見したところ、IASと会計指令の相違は、わずかであるか、ほとんど困難さはない。対立する場合には、当然解決しなければならない。その場合に、IASCに該当する会計原則を変更するように頼むか、会計指令が修正されなければならない。」(5.3)

##### ② IASのワーキング・ペーパーや草案への関わり

さらに、IASへの対応について、「現行のIASの作業にふさわしいヨーロッパの影響力を保証するために、連絡委員会は、将来のワーキング・ペーパー（公開草案）やIASC原則草案にヨーロッパの共通の立場を受け入れてもらえるように試みる。このように、EUの共通の態度は、IASCのワーキング・グループに伝えうる。」(5.4)と述べて、IASCの基準作りにEU委員会が積極的に関与していくことを明らかにしている。

##### ③連絡委員会の作業は連結財務諸表についてのみ行う

この点に関して、「個別財務諸表は多くの加盟国において、直接、税務目的のための財務表示と結びついているから、個別財務諸表も含む一般的評価は、おそらくかなり議論のあることになるであろう。」(5.6)として、連絡委員会の作業を連結財務諸表に限ることを正当化している。

このように議論する中で、「指令はいかなる場合も守られなければならないが、委員会は、——法の確実性の理由から必要である場合には——場合によっては指令の変更提案を行うことをためらわない。連絡委員会における効果的技術的共同作業は、多くの場合にさらに多くの法規定を避けるために貢献する。それゆえ、各国での会計原則の標準化に携わるすべての機関が連絡委員会の作業に参加し、その代表者は技術的議論に対して十分な専門知識を有していることが重要である。」(5.8)と述べて、公式にEU委員会から委託を受けている連絡委員会の機能を強化して、各国の意見を集約することを目指している。その場合、さらに、「財務諸表の作成者と利用者も、将来EUの局面での会計の領域で行われる作業に密接に関連することは確実であろう。連絡委員会のメンバーをフォーラムの会議に招待したり、フォーラムの専門家を連絡委員会の技術作業に参加させることにより、両機関の作業の適切な調整が保証される。」(5.9)と述べて、連絡委員会と会計諮問フォーラムが共同して作業を進めることの重要性を協調している。

### (5) 結論

そして最後に結論として、つぎのように述べている。「EUは、財務諸表の作成者と利用者に、つぎのことを確認する。アメリカや他の国際的市場に上場しようとする企業は会計の領域においてさらにEUの枠組みに基づくことができ、その規制に影響を及ぼすことができないアメリカのGAAPが唯一の解決方法ではない。さらに、EUは会計の調和化を放棄するのではなく、国際的に活動する企業のために、最も効率的で早い解決可能性がある、国際的な基準化のプロセスに積極的に関与し、貢献するよう拡充する。」(6)

これらの議論からわかるとおり、基本的には会社法指令による会計基準の調和化の方向はなるべく避け、また、直接関与することができないアメリカの基準を単に受け入れるのではなく、EU各国も会員として参加し、会計基準の設定に関与しうるIASの基準設定に積極的に関わっていこうというEUの方向を明らかに読み取ることができる。その前提として、IASとEUの会社法指令とがどの程度相違するかをまず検討されなければならない。

### III. 会計指令についてのEU連絡委員会『国際会計基準（IAS）とヨーロッパ会計指令との合致の検証』（EU連絡委員会報告〔1996〕）

前節でみた、EU委員会〔1995〕に基づき、EU連絡委員会ではIASとEU会計指令とはどの程度合致（相違）しているか、について連絡委員会は1996年4月1日付けの報告書をまとめた。本節では、この報告書の内容を検討することによりその問題点を明らかにしたい<sup>7)</sup>。

はじめに、連絡委員会の機能について、つぎの2点を挙げている。（序文）

- ・特に具体的な適用問題において、規則的な調整を通して指令の同じ適用を可能にする
- ・必要な場合には、会計指令の補完あるいは変更に関して委員会に諮問する。

そして、「この文書の目的は、IASとヨーロッパ会計指令との合致の程度を検証することである。この文書は、加盟国が希望する場合に、自国の企業がどの程度IASを利用しうるかについて決定する基礎である。」（序文）としてこの文書の目的を述べている。

#### （1） 検討するIASの範囲

はじめに、この文書で検討するIASの範囲を述べている。それはつぎのとおりである。（2項）

- ・1995年12月31日までに公表されたIAS
- ・ただし、つぎの基準を除く
  - ①IAS第32号「金融商品」
  - ②IAS第7号「財政状態変動表」
  - 第10号「偶発事象および後発事象」
  - 第14号「セグメント別財務情報の報告」
  - 第15号「物価変動の影響を反映する情報」
  - 第17号「リースの会計処理」
  - 第18号「収益の認識」
  - 第19号「事業主の財務諸表における退職給付の会計」
  - 第20号「国庫補助金の会計および政府援助の開示」
  - 第24号「特別利害関係の開示」
  - 第26号「退職給付制度の会計と報告」
  - 第29号「超インフレ経済下の財務報告」

7) この連絡委員会報告〔1996〕はこの文書の最後にIASとEU会計指令との用語の相違についても検討しているが、本稿では省略する。なお、本節におけるEU連絡委員会報告〔1996〕からの引用、参照は項番号だけ示すこととする。

これらの原則において取り扱われているテーマは会計指令の対象ではない。

さらに、これらの原則は指令の一般原則に照らして問題ない。

③ IAS 第1号「会計方針の開示」

第4号「減価償却の会計」

第5号「財務諸表に開示すべき情報」

第12号「法人税等の会計」

第13号「流動資産および流動負債の表示」

これらの原則は現在改訂されている。

このように、約半数以上の基準を比較検討の対象からはずしていること、特にかなり相違があると思われる IAS 第32号「金融商品」を唯一の例外（②、③の項目は理由を付している）として検討対象としていないことが注目される。

## （2）分析の目的と適応領域

本文書における分析の限定について、「連絡委員会の権限はヨーロッパ会計規定の問題に限られているから、IAS と会計指令に基づかない他の会計規定（特に、各国の規定あるいは各国の会計原則）との関係については言及しない。」（4項）と述べ、さらにその結論について、「本文書により行われる分析により、IAS と会計指令は互いに対立しているかどうか、いかにその状況を取り除きうるか、を確定する。その結果、連結財務諸表を IAS に準拠しようとするヨーロッパ企業は、ヨーロッパ規定と衝突することなく行なう。……しかし、各国の領域で IAS に準拠することは、各国の規定あるいは会計原則の変更を必要とする。」（5項）と述べている。

そして、「一つの評価方法は、両会計システムのシステム比較を行い、その相違を強調することである。しかし、会計指令と IAS は会計テーマが異なるので、この方法を放棄する。」と述べて、システム比較は行なはず、その理由となる会計指令と IAS の会計テーマの相違についてつぎの4点を挙げている。（6項）

① 会計指令は一般原則を確定し、実務において可能なすべての適用を目的としていない。

これに対して、IAS は、原則として非常に詳細なガイドラインとなる特定の会計問題に関連する。また、法の領域を考慮しない。

② 会計指令は一定の法構造を持つすべての企業に適用されるが、IAS は、主に上場企業に適用される。

③ 会計指令はヨーロッパ会社法の構成要素であり、法システムであるが、IAS は任意の原則であり、法形式となんら特定の結びつきはない。

④ 会計指令は、債権者保護、利益分配、税問題に強く影響を及ぼされるが、IAS は、通常これらのこと考慮しない。

そして、この相違が実務に及ぼす影響について、つぎの2点を挙げている。(6項)

- ① IASにより要求される情報の数の複雑性は、一般に、会計指令よりも高く、要求が多い。
- ② 債権者保護と利益分配の規定は一般に加盟国間で異なっているし、それゆえ、IASにおいては、特に考慮されていない。そのため、つぎの項目がIASでは規定がない。

#### (1) 第4号指令第34条、第37条

配当に用いられる積立金の金額が、特定の資産計上された費用（企業の開業と拡張のための費用と試験開発費）の償却を保証するために必要である金額を超えてはいけない。利益は配当してはならない。

#### (2) 第4号指令第35条1項d、第39条1項e、第7号指令第29条5項

税法の基礎による除外。IASは税法の考慮が会計に影響を及ぼさない状況で作成されるから、この臨時の価値修正はIASでは認められない。

これらの理由から、論理的に、両システムの原則的相違に依存する問題を詳細に吟味することも断念する。(6項)

個別問題をみていく上で、つぎのことが示される。(7項)

- ① この文書において比較考量された認識は、ただちに各国の局面に置き換えられない
- ② 連結財務諸表にのみ関連する。
- ③ この文書の内容とIOSCOの同様の作業を互いに比較することは目的ではない。

このように、(1)で除外された残りのIASの基準について、さらに原則的相違に基づく問題も考慮しないとしている。したがって、かなり限られた範囲での比較を行っていることができる。さらに、7項の①で指摘しているように、各国は選択権を用いてEU会社法指令を国内法化しているから、この文書の結論は直接各国の状況にあてはまらないことに注意しなければならない。

### (3) 会計指令とIASとの相違

会計指令とIASとが相違する点としてつぎの2つの点を挙げている。

#### ① IAS第22号「企業結合の会計処理」——負ののれんの処理(13項)

IAS第22号 par. 49-51 負ののれんは、経過勘定項目として計上し、20年を超えない範囲でより長い期間が正当化されない時は5年間で償却される<sup>8)</sup>。

8) 負ののれんについて、「負ののれんが将来の損失や費用に影響された結果である場合は、将来の損失や費用の発生時に負ののれんを収益に計上する。それ以外で発生した場合（たまたま廉価で購入できた場合等）は、非貨幣性資産を超えない額については非貨幣性資産の耐用年数で償却し（収益計上）、非貨幣性資産を超える額については発生時に直ちに収益計上する。」(IASC〔1997b〕90頁) というように変更されている。

第7号指令第31条a) 負ののれんの表示が損益計算書で可能となる特別な場合を列挙している。

この点に関して、連絡委員会は、「……これらの対立は、まれな場合にのみ実務上問題となる。すなわち、第7号指令第31条a)において、損益計算書への表示は、望ましくない結果あるいは費用に関する期待を満たす限り行われることを意味する。通常このような望ましくない結果あるいは費用に関する期待は、ゆるやかにそして限られた期間だけ満たされるから、第7号指令第31条a)に基づく際に生じる簿記上の処理は、実務上、IAS第22号の意味における収益としての「組織的」表示と同じ働きをする。」(13項)と述べて、あまり実務上は重要な問題とはならないことを指摘し、「第31条は、いかに負の『のれん』を取り扱うか述べていないので、負の『のれん』の貸借対照表上の処理を明らかにし、IAS第22号と調和をはかるために、第7号指令の改訂の際に、EU委員会は第31条の適用を提案するように、連絡委員会は提案する。」(13項)と述べて、会社法指令の改訂の際に会社法指令を修正することを提案している。

② IAS第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」——連結範囲 (14項)  
IAS第27号 一時的な支配であると認められるかあるいは長期間の厳しい制限のもと  
で経営が行われている場合を除き連結しなければならない。

第7号指令第14条 連結することにより、真実かつ公正な写像原則の義務と一致しないことが明らかである場合に連結から除外される。

この連結範囲についても、「たしかに、第7号指令第14条1項に従った連結の強制除外はめったに起こらない。この指令の公布以来、親会社の営業活動の種類とは係わりなく、ますます多くの子会社を連結財務諸表に含めるように展開されてきている。」(14項)と認識し、さらに、「第7号指令第14条1項に基づいて連結範囲から子会社を排除する要請は、今日ではもはや第7号指令を作成した時に意図したように解釈されない。それゆえ連絡委員会は、異なる活動に基づく除外を認めないIAS第27号の条文は現在の状況をより良く考慮していると主張する。第7号指令の改訂の際に、この指令を今日の実務およびIAS第27号と調和させるために、EU委員会は第14条の適用を提案するように、連絡委員会は提案する。」(14項)と述べているように、負ののれんの処理と同じように会社法指令の修正を提案している。

#### (4) 加盟国が会計指令の中から選んだ選択権とIASが両立しない問題

この問題について、「一連の問題は、IASに従えば、項目の財務諸表上の処理は義務となるが、会計指令の意味では任意であることから生じる。それゆえ、この点はヨーロッパの側では問題ない。なぜなら、常にIASに準拠した評価を用いればよいからである。したがって、会計指令の意味で何の困難性がないとしても、各国が特殊な処理を用いる各国の規定とは対立が起こりうる。」(15項)と述べて、これは、加盟国がIASに準拠した処理を選択すれば問題がないが、IASと異なる加盟国選択権を利用した時に問題となるものである。さらに、「連絡委

員会は、会計指令では取り扱っていない、ただ、国内法あるいはその他の国内規定から生じるすべての広範に生じうる問題には、当然関わらない。」(15項)と述べて、会計指令に関連しない問題には言及しないとして、問題の所在をかなり制限している点に注意が必要である。

以下、具体的に問題となる点を項目別に挙げるとつぎのとおりである。

- ① IAS 第9号「研究および開発活動の会計」——試験研究費と開発費の資産計上 (16項)

IAS第9号 par.15 試験研究費は資産計上できないが、パラグラフ16, 17を満たす場合には開発費は資産計上しなければならない。

第4号指令第37条1項 各国の規定に従って、試験研究費も開発費も資産計上しうる。

- ② IAS 第21号「外国為替レート変動の影響の会計処理」

換算差額の処理 (17項)

IAS 第21号 par.17, 18 在外事業体の投資について貨幣項目に起因する換算差額だけが、積立金として把握される。

銀行貸借対照表指令第39条3項 金融資産、有形固定資産、無形固定資産、これらの財産価値を補償する取引から生じた換算差額は処分不可能で損益計算書に認識されない積立金として全部あるいは一部把握される。

ヘッジの処理 (18項)

IAS 第21号 下記の処理は認められない。

銀行貸借対照表指令第39条4項 補償されない、あるいは特に他の先物取引、財産価値あるいは義務により補償されない、先物取引、財産価値あるいは義務に起因する正の換算差額は、損益計算書で認識してはならない。

在外事業活動体 (19項)

IAS 第21号 「在外事業活動体」概念を「親会社の構成要素である在外事業活動体」と「親会社の構成要素でない在外事業活動体」とに区分している。

銀行貸借対照表指令、第7号指令 この規定はない。

- ③ IAS 第22号「企業結合の会計処理」

持分プーリング法 (20項)

持分プーリング法は、第7号指令第20条により加盟国に適用できる方法である。持分プーリング法が適用できる条件も、この方法が20条の意味で変換される方法もいくつかの点でIAS第22号と異なる。会計指令は、利益の結合の場合の持分プーリング法の適用問題を取り扱っていないので、比較は示しえない。

のれんの償却期間 (21項)

IAS 第22号 par.42, 49 のれんの償却期間は20年。

第4号指令第37条、第7号指令第30条 のれんは5年以内償却。

### (5) 会計指令では企業が選択できるが、IASでは利用できない選択権

この点について、「いくつかの場合に、会計指令は簿記上の評価の選択を直接企業に委ね、ないし加盟国がその企業にこの選択を選べることを認めている。それゆえ、この両者の場合、企業自身による評価の最終的選択が原因である。」(22項)と述べて、企業がIASとは異なる方法を選択した場合を問題としている。これにはつきのケースがある。

#### ① IAS第2号「取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」

##### 直接労務費の配分 (23項)

IAS第2号 par.10 直接労務費は直接製造費と間接製造費への規則的配分を含む。

第4号指令第35条3項b 許容されるが、規定はない。

##### 臨時の価値修正 (24項)

IAS第2号 このような臨時の価値修正は許容されない。

第4号指令第39条1項c 近い将来、この資産の価値評価を価格変動のために修正しなければならないことを避けるために不可欠である場合、臨時の価値修正を認めている。

##### 基準棚卸法 (25項)

IAS第2号 認めていない。

第4号指令第38条 その量、価値、構成がわずかにしか変動しない場合には、棚卸資産を同じ量、同じ価値で評価することができる。

#### ② IAS第21号「外国為替レート変動の影響の会計処理」

##### 換算差額の処理 (26項)

IAS第21号のパラグラフ17と19に規定される、加盟国が銀行や他の金融機関にIASと対立する財務諸表上の処理を認めた場合、これらの金融機関がIASの要請を満たそうとする場合にはこの処理を放棄する。

#### ③ IAS第22号「企業結合の会計処理」

##### 連結調整勘定の処理 (27項)

IAS第22号 下記の処理は予定していない。

第7号指令第30条2項 積立金から正の連結調整勘定を直接控除することを加盟国に認めている。

#### ④ IAS第25号「投資の会計処理」

##### 銀行業における債権、有価証券等のリスクを考慮した減額処理 (28項)

IAS第25号 認められない。

銀行財務諸表指令第37条2項a 銀行や顧客に対する債権、固定資産に拘束されてもト

レーディングの一部でもない株式や確定利付有価証券は、銀行取引と結びついたリスクを考慮しうる。

⑤ IAS 第30号「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示」

「一般的銀行リスクに対する引当金」の処理（29項）

IAS 第30号 引当金処理は認められない。

銀行財務諸表指令第38条1項、2項 「一般的銀行リスクに対する引当金」の設定が認められる。

これらの項目は、もし企業がIASに準拠する財務諸表を作成したいときは、会社法指令や各国が許容する選択権を使わぬことにより回避できると思われる。したがって、この相違は相対的には重要な問題ではないと思われる。

これまでの検討から明らかのように、委員会の結論としては、IASと会社法指令が相違するのはわずかに2つであり、しかも、それほど実務上は重要な問題ではないとしている。また、加盟国選択権による相違は加盟国の問題であるから、加盟国の対応により解決できる問題であり、企業選択権は企業がIASに準拠する方法を選択すれば解決できると考えている。これらのことから、EU企業がIASを採用することはEU法に照らして問題ないとみているように思われる。

#### IV. ドイツ銀行のIASに準拠した連結財務諸表

ドイツにおける国際企業は、ますます国際的に拡大する企業活動に伴い、海外での資金調達、特にアメリカのニューヨーク証券取引所への上場を意識した行動をとっている。これまで他の拙稿で触れたように<sup>9)</sup>、ドイツの国際企業が会計基準の国際的調和化を意識した対応行動としてつぎの2つのパターンがあった。

① ニューヨーク証券取引所へ上場するために、アメリカのSEC基準の財務諸表とドイツの商法(HGB)基準の財務諸表の2つを作成する企業

例 ダイムラー・ベンツ、SGLカーボン(ヘキストの子会社)、ドイツ・テレコム等

② 一つの財務諸表で、ドイツ基準もIAS基準も満たす財務諸表を作成する企業

例 バイエル、シェーリング、ハイデルベルガー・セメント等

これらの方向に対して、ドイツ銀行は1995年度から、営業報告書にIASに準拠した連結財務諸表を公表し、ドイツ証券取引所には(したがって、日本の東京証券取引所にも)ドイツ

---

9) 倉田[1995]、倉田[1996]参照。なお、白鳥[1995]および森[1997]においても詳述されている。

HGB 基準に準拠した財務諸表を公表するという、いわば第3の方法を選択したといえる<sup>10)</sup>。しかし、2つの財務諸表を作成するという意味では①のベンツ等のアプローチに近いといえる。このドイツ銀行の取ったアプローチは、前節までにみてきたEUの会計基準の国際的調和化への対応を明らかに意識しているように思われる。そこで本節では、この1995年度のドイツ銀行の財務諸表の分析を通して、ドイツ銀行が採用した方法の特徴および問題点を明らかにしたい。

ドイツ銀行の会計政策について、「ドイツ銀行の連結財務諸表は、はじめてIASに従って作成された。このような任意の報告書作成により、われわれは株主や公衆に世界的に比較可能な連結財務諸表を提示する。EUの開示要請も満たす。HGBに従った連結財務諸表は別に作成される。……われわれは、将来立法者により、コンツェルンにとってIASに従ったただ一つの財務諸表を作成すればいいという可能性が開かれるこれを考慮している。」<sup>11)</sup>と述べて、将来IASに準拠した財務諸表の公表が認められることを期待して作成したことを明らかにしている。そして、IASに準拠した財務諸表について、「IASに従った連結会計は、これまでの財務諸表と比べて、財産、財務、収益状況について明確な写像を明らかにするばかりでなく、著しくより多くの情報を示す。ドイツ会計との基本的相違は、秘密積立金の形成や相殺が不可能であるということである。そこで、HGB第340条fに従った有税の積立金を解消し、税法上の特別償却並びにこれまで自己資本に計算されてきたのれん金額を取り崩す。さらに、トレーディング勘定(Handelsaktiva)の評価に『時価評価法』(mark-to-market-Methode)を取り入れた。本質的に重要な変更は、年金引当金の評価の場合に明らかとなる。実際の市場利子と共に、給料の増加と経過的な年金支払額を一般的価格水準に適合させることが考慮されている。」<sup>12)</sup>と述べて、IASの有用性を強調し、その変更点を明らかにしている。

ドイツ銀行の1995年度のIAS基準に準拠した連結財務諸表とドイツ基準で作成した連結財務諸表を比較するため、両財務諸表の要約を示すとつぎの〔表1〕のとおりである<sup>13)</sup>。

一見したところ、IAS基準で作成した連結財務諸表もHGB基準で作成した財務諸表もかなり似ているように感じる。表示上の大きな相違は、①金融資産の表示を、IASではトレーディング資産(流動資産)と固定資産としての有価証券の分類に変更している、②その他の負債の中にトレーディング負債を計上している、③信託財産と信託債務を相殺している、という点にあると思われる。これに対して、金額的には大きな変更はない。おそらく、トレーディング勘定の公正価値評価の分が多少、IASによる貸借対照表総額を増やしていると思われる。それは、

10) ドイツ銀行を含むドイツの金融機関の動向については、商事法務〔1996〕に詳しい。

11) ドイツ銀行〔1995〕S.39。

12) ドイツ銀行〔1995〕S.39。

13) ドイツ銀行〔1995〕S.40~41、ドイツ銀行〔1996〕S.91、94~97の財務諸表を比較のため簡素化して示した。

ダイムラー・ベンツが初めてニューヨーク証券取引所に上場した時のドイツ基準とSEC基準の相違と比べて、あまりにわずかな変更にみえる。このことは、ドイツ銀行がIAS基準の連結財務諸表の作成に選択した会計方針を検討し、ドイツ基準との相違を比較してみると明らかになる<sup>14)</sup>。

## IAS基準の会計方針

・資本連結	帳簿価額法
・債権	額面金額または原価
・リスク引当金	
クレジット・リスク	グループで統一的な慎重な基準に従い、債務不履行予想額
カントリー・リスク	経済、政治および政治情勢を考慮に入れた格付けシステムに基づく評価額
潜在的貸出リスク	包括的価値修正
・トレーディング資産	市場価値
・金融固定資産	
非連結関係会社持分	取得原価、継続的価値減少は減価記入
関連会社	持分法、継続的価値減少は減価記入
公社債等	取得原価、継続的価値減少は減価記入
・有形固定資産と無形資産	取得原価または製造原価から計画的減価償却を控除した額
・リース	
レッサー オペレイティング・リース	費用
レッサー ファイナンス・リース	契約上の支払額の現金価値と残存価額
オペレイティング・リース	有形固定資産
・債務	返済金額または額面金額
・引当金	
年金引当金	予測単位積増方式に従い保険数理原則に基づいて算出
その他の引当金	未確定取引の未確定債務または予想損失の額
・外貨換算	
外貨建資産および負債並びに未決済の直物為替取引 為替予約取引	貸借対照表日の直物仲値 貸借対照表日の先物相場
外国会社の貸借対照表および損益計算書の諸科目	フランクフルト市場の仲値
資本連結から生じる換算利益および損失	直接利益剰余金に計上
負債、費用および収益の連結から生じる換算損益	損益に影響がないように処理

14) ドイツ銀行 [1995] S.44~47。

表1 IASとHGBに準拠した1995年度ドイツ銀行の連結財務諸表の要約  
連結貸借対照表（単位：百万マルク）

	IAS	HGB
資産： 現金項目	17,913	現金および預け金 6,995
銀行に対する債権	109,218	公共部門事業体債務証券および中央銀行借入的確為替手形 10,903
顧客に対する債権	409,529	銀行に対する債権 112,640
リスク引当金	-14,314	顧客に対する債権 393,344
トレーディング資産	109,824	公社済およびその他の確定
有価証券（固定資産）	49,372	利付有価証券 94,663
		株式およびその他の変動利
		付有価証券 20,791
		参加持分 4,549
		関連会社出資 1,077
		関係会社出資 673
		信託財産 2,706
有形固定資産	9,062	有形固形資産 12,406
保険会社の資本投資	20,664	保険会社の資本投資 20,664
その他の資産	10,397	その他の資産 8,437
資産総額	721,665	689,848
負債・資本：銀行に対する債務	178,853	銀行に対する債務 183,296
顧客に対する債務	301,386	顧客に対する債務 302,432
証券形態の債務	126,895	証券形態の債務 126,895
引当金	36,014	引当金 33,150
その他の負債	41,624	その他の負債 9,856
劣後資本	8,300	信託債務 2,706
少数株主持分	550	劣後資本 8,300
資本	28,043	一般的銀行リスク準備金 1,000
引受済資本金	2,492	少数株主持分 <sup>1)</sup> 510
資本剰余金	12,088	資本 21,703
利益剰余金	12,566	引受済資本金 2,492
連結利益	897	資本剰余金 12,088
資本・負債総額	721,665	利益剰余金 6,226
		連結利益 897
		資本・負債総額 689,848

1) HGB基準では少数株主持分は資本の内訳科目として示されているが、IAS基準に合わせて、負債と資本の間に入れている。

#### ・繰延税金

IASに従った価値評価と税法上の利益算定による価値評価との時点差異

これは、ほとんどドイツ基準で作成した連結財務諸表における会計方針と同じであり、その相違を比較するとつぎの点が挙げられる。

連結損益計算書（単位：百万ドイツ・マルク）

	IAS	HGB	
利息収益	39,220	利息収益	37,511
		配当当収益	3,970
利息費用	28,410	利息費用	30,292
純利息収益	10,810	純利息収益	11,189
信用取引におけるリスク引当金	1,347	信用取引におけるリスク引当金	895
リスク引当金控除後の純利息収益	9,463	リスク引当金控除後の純利息収益	10,294
手数料収益	6,325	手数料収益	6,790
手数料費用	723	手数料費用	803
純手数料収益	5,602	純手数料収益	5,987
トレーディングによる純収益	2,035	金融取引による純収益	949
保険業務による純収益	608	保険業務による純収益	604
管理費	13,636	管理費	13,445
その他の収益と費用の差額	— 507	その他の収益と費用の差額	— 1,095
税引前純利益	3,565	税引前純利益	3,294
税金	1,445	税金	1,109
純利益	2,120	純利益	2,185

(出典) ドイツ銀行営業報告書 [1995] p.40~41, ドイツ銀行有価証券報告書 [1996] p.114~117。

- ① IAS の連結決算書では、税法上の規定に従って認められる特別償却や価値修正は含まれない。
- ② リスク引当金の中にから、一般的銀行リスク引当金が除外されている<sup>15)</sup>。
- ③ トレーディング資産に市場価値を用いている。
- ④ 年金引当金の設定が現価法から予測単位積増方式 (projected unit credit method) に変更されている。

このように、なるべくドイツ基準と同じ方法を選択し、その結果金額的にはあまり大きな相違がないように作成されたものであると思われる。

しかし、ドイツ銀行の1995年度の営業報告書は情報開示の点では極めて大きな改善がなされている。上記の変更点の他、大きな情報開示の面からの改善は、連結キャッシュ・フロー計算書を開示していること及び、注記の充実を挙げることができる。とくに、注記の中で、時価評価されない固定資産としての有価証券 (Finanzanlage) の明細を示し、それぞれ市場価値を明らかにしていることである。たとえば、この固定資産としての有価証券の中で、その他の有価証券として分類されるもののうち、公社債およびその他の確定利付有価証券と株式およびその他の変動利付有価証券の時価は約500億ドイツ・マルク (帳簿価額は約462億ドイツ・マルク) であること、及び持分法を採用していない銀行業以外の重要な株式持分の時価は約236億ドイ

15) これは、連絡委員会が企業が選んだ選択権による問題として挙げている点である。EU 連絡委員会 [1996] 29項参照。

ツ・マルク<sup>16)</sup>であることを明らかにしている。

このようなドイツ銀行の営業報告書から今後の問題としてつぎの二つの点を挙げることができる。一つは、IASを採用しても、資産、負債の評価方法に、たとえば資本連結に帳簿価額法、債権に額面金額または原価、有形固定資産や無形固定資産には取得原価から計画的減価償却を控除した額を採用することにみられるように、ドイツ基準と同じ方法を採用することにより、かなり似た財務諸表が作成されるということである。もう一つの点は、上でみたように、銀行業以外の重要な株式持分に持分法を採用していない点である<sup>17)</sup>。営業報告書の52頁の表から、この中で持分が20%を超えている会社は、ダイムラー・ベンツ（24.4%取得）をはじめ5社ある。IAS第28号「関連会社に対する投資の会計処理」によれば、少なくとも20%以上株式を保有していれば、重要な影響力を及ぼしうる関連会社であると認められ（4項）、この関連会社の定義に該当する日から持分法を適用しなければならないことになる（17項）。したがって、銀行業でないという理由で、持分法を適用しないことができるかどうかが問題であろう。

## V. おわりに

これまで、EUにおける会計基準の国際的調和化の問題について、特に近年の公的文書とともにその方向性を探ってきた。以下、いくつかの問題点を取り上げむすびとしたい。

EU委員会〔1995〕の検討から明らかなように、新たな会社法指令による会計基準の調和化も、また独自のヨーロッパ会計基準を作成することも困難であり、アメリカとの相互承認も不可能な状況において、これまで国際的な会計基準の作成に尽力してきたIASCに積極的に関与していく形で国際的調和化を図っていこうとする方向が明らかとなった。その根底には、世界的な戦略の中で、EUの枠組みを尊重し、直接かかわることができないアメリカの基準を単に受け入れるよりも、それぞれEU各国が委員を出しているIASCを後押しする形で会計基準の国際的調和化を促進していこうとするEUの基本的態度がある。時間的、経済的問題を考えた時、極めて自然な方向に思われる。

そこで、この方向を確実にするために、連絡委員会にEU会計指令とIASとの合致の程度を諮詢した。連絡委員会はわずか4か月あまりで報告書をまとめ、結論的には、EU会計指令とIASとは2つの点を除いて調和が可能であるとしている。しかし、この結論は様々な制約のも

16) この銀行業以外の重要な株式持分は、5%～50%以下の株式保有をしている銀行業以外の会社である。この時価約236億ドイツ・マルクに該当する有価証券の簿価は、固定資産としての有価証券の中の、関係会社出資の6億7千3百ドイツ・マルクの一部ではないかと思われる。（その他の有価証券の株式が約80億ドイツ・マルクあるが、その含み益は、その他の有価証券全体（約462億ドイツ・マルク）のうち約38億ドイツ・マルクしかないため、ほとんどは関係会社出資によるものと思われる。）

17) この点は、シルトバッハ〔1998〕の中で指摘している。

とで行われていることに注意しなければならない<sup>18)</sup>。すなわち、無条件で検討から除いたIAS第32号をはじめとして、第14号「セグメント別財務情報の報告」、第15号「物価変動の影響を反映する情報」、第17号「リースの会計処理」、第18号「収益の認識」等重要なテーマと思われる約半数を除外していること、基本的な会計思考が相違している点として大きく4点を取り上げ、いずれも重要な相違であると思われるが、このような原則的相違に基づく相違も取り上げていないという点にみられるように、検討の対象をかなり狭く限定している。もちろん、ルールの比較のためにこのような制限をつけることも必要であると認められるが、全体として比較したとき、かなり相違があるものといえるのではないだろうか。

つぎの問題として、EU連絡委員会〔1996〕の結論が、そのまま各国にあてはまるかという問題がある。連絡委員会は、「加盟国は、同様の国内規定との『合致の検証』を行う義務がある。すべての指令の選択権が、各国の法規定に言及しているわけではないので、指令と調和しているIAS等が国内法に違反する場合も起こりうる。」<sup>19)</sup>と注意している。すなわち、各国は加盟国選択権を行使してEU会計指令を国内法化しているため、連絡委員会の結論はそのまま各国の基準と合致しているとは言えないことを注意している。しかし、この連絡委員会の文書は公的文書としてそのまま各国に受け入れられている。たとえば、ドイツでは資本調達容易化法案〔1996b〕において、「……連絡委員会は、これまでの基準において2つのあまり重要な点を除いて、会計指令とIASの間にその適用が矛盾するなんら重要な相違はない。……したがって、EU会計指令はIASの無制限の適用に何ら矛盾しない。」<sup>20)</sup>と指摘しているように、この連絡委員会の結論が各国の公的文書でその根拠として用いられている。おそらく、ドイツは加盟国選択権を用い、なるべくドイツ商法の規定と相違のない方法を選択したから、その相違はもっと大きいと思われる。

さらに、最近、IASCは証券監督者国際機構(IOSCO)の承認を得るために、その作業を急ぐ必要から、特にアメリカ基準への傾斜を強めているように思われる。たとえば、IASC〔1997〕では、「……(a) 中間段階として、金融商品に関するUS基準(デリバティブに関する将来の基準も含む)を採用する、(b) 調和化した国際基準に同意するためにFASBを含む各国の基準設定者と一緒に作業する。」<sup>21)</sup>と述べている。もちろん、IASCでのデュー・プロセスの手続きをふむとはいえ、ますますアメリカの基準を採用する方向にあるように思われる。このような状況の中で、本稿でみてきたEUの戦略がますます厳しくなることも考えられる。

18) この連絡委員会の結論について、たとえばボルン(Born, Karl)は、「この結論は驚くにはあたらない。なぜなら、EU指令はほとんど形式的な問題に取り組み、——実質的問題に関するかぎり——非常に多くの選択権を含んでいるからである。」(ボルン〔1997〕s.501)と指摘している。

19) EU連絡委員会〔1996〕s.7。

20) 資本調達容易化法案〔1996b〕s.11。

21) IASC〔1997a〕p.1。

また、ドイツ銀行が1995年度の営業報告書から、IASを採用したことも注目されている。たしかに、情報開示の面では格段に改善されているが、これも大きな問題をはらんでいると思われる。それは、ドイツ銀行は1996年度も同じ方針で、営業報告書にはIAS基準、各国の証券取引所にはドイツ基準で作成した財務諸表を提出していることである。これは、資本調達容易化法案〔1996b〕のなかでも、名指しで、2組の財務諸表を作成することを批判されているよう<sup>22)</sup>、どちらの財務諸表を信用したらいいか、という問題と合わせ、自国向けには課税を考慮してなるべく慎重な処理を、株主向けにはなるべく良くみせる（不十分ではあるが）ような行動をとっていると誤解されかねない。すでに、アメリカに上場しているダイムラー・ベンツやドイツ・テレコムはこの法案を先取りしてアメリカ基準に従った1組の財務諸表を公表しているが、ドイツ銀行は当面上場予定のことや、現在アメリカではIASに準拠した財務諸表を受け入れていないことから、IOSCOがIASを受け入れるまでは、この法案の免除規定を受けることができないと思われる。このまま2組の財務諸表を公表し続けるのかどうか、ドイツ銀行の対応も注目される。

#### 引用・参考文献

- IASC〔1997a〕：IASC News, “IASC Announces Proposals on Financial Instruments”, 8 September 1997. 「IASC金融商品に関する提案を公表」『JICPAジャーナル』第9巻11号, No.508, 75-76ページ。
- IASC〔1997b〕：「理事会報告-北京会議-」『JICPA ジャーナル』第9巻10号, No.507, 88-92ページ。
- EG裁判所〔1996〕：Gerichtshof der Europäischen Gemeinschaften; Richtlinie 78/660/EWG ——Jahresabschluss der Realisierung eines Gewinns. C-234/94, Urteil des Gerichtshofes 27. Juni 1996.
- EU委員会報告〔1995〕：“Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung : Eine neue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung.” KOM(95)508, 14.11.1995.

---

22) この資本調達容易化法案〔1996b〕では、ベンツが最初に2組の財務諸表を公表したことを批判して、「異なる貸借対照表計上規定と評価規定に基づき2組の連結財務諸表を作成することは、当該企業にとって非常に重い負担であり、投資者にとってまさに混乱させるものである。これは、いかなる場合もよりよい情報に役立たない。」（資本調達容易化法案〔1996b〕s. 9）と述べ、さらにドイツ銀行は株主向けの営業報告書にIAS基準の財務諸表しか公表していないため、「ドイツ銀行の株主は、不必要的混乱を避けるために、ドイツ基準の財務諸表は請求することによってしか手に入れることができないであろう。」（資本調達容易化法案〔1996b〕s. 9）として、ドイツ銀行の対応を批判している。

EU連絡委員会報告〔1996〕：“Eine Überprüfung der Konformität der Internationalen Rechnungslegungsgrundsätze (IAS) mit den europäischen Richtlinien der Rechnungslegung” XV/7003' 96-DE, 1.April 1996.

稻見〔1996〕：稻見享稿「EC会社法指令とドイツ会計基準の関係について」『会計』第150巻6号。

オーデルハイデ〔1995〕：Ordelheide, Dieter ; "Entwicklung und Arbeit des Accounting Advisory Forums der EU-Kommission. " , Förschle/Kaiser/Moxter (hrsg.), *Rechenschaftslegung im Wandel*. Verlag C. H. Beck, München.

倉田〔1995〕：倉田幸路稿「ドイツにおける会計基準の国際的調和化に関する最近の議論について」『立教経済学研究』第49巻第2号。

倉田〔1996〕：倉田幸路稿「ドイツ会計基準の国際的調和化と国際企業の動向」『企業会計』第48巻3号。

黒田・ラフィディナリヴ〔1997〕：黒田全紀, ティアナ・ラフィディナリヴ稿「フランス・ドイツにおける連結財務諸表法規制の変革動向」『商事法務』No.1455, 1997年4月25日号。

資本調達容易化法案〔1996a〕：“Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen(Kapitalaufnahme erleichterungsgesetz-KapAEG) ”, BMJ3507/17, 7.Juni 1996.

資本調達容易化法案〔1996b〕：Ebenda. BMJ3507/17, 27.November 1996.

商事法務〔1996〕：「海外事情　ドイツにおける金融機関の国際会計基準の採用」『商事法務』No.1423, 1996年5月25日号。

商事法務〔1997〕：「海外事情　国際会計基準導入に関するドイツの動き」『商事法務』No.1449, 1997年2月25日号。

白鳥〔1995〕：白鳥栄一稿「国際化に動き出したドイツ会計」『企業会計』第47巻9号。

シルトバッハ〔1997〕：Schildbach, Thomas; Offnung der Jahresabschlusse für IAS und US-GAAP——ein Fortschritt?, Workig Paper. 1997.

シルトバッハ〔1998〕：Schildbach, Thomas; 「学問分野としての会計学に対する会計の国際的調和化の帰結」倉田幸路訳, 森川八洲男編著『会計基準の国際的調和化』第2章。

ドイツ銀行〔1995〕：Deutsche Bank; Geschäftsbericht 1995.

ドイツ銀行〔1996〕：ドイツ銀行『営業報告書』平成8年6月30日提出。

ドイツテレコム〔1996〕：ドイツ・テレコム『営業報告書』平成8年6月30日提出。

ベンツ〔1996〕：ダイムラー・ベンツ『営業報告書』平成8年6月30日提出。

ボルン [1997] : Born, Karl; *Rechnungslegung international*. Schffer-Poeschel Verlag, Stuttgart.

森 [1997] : 森美智代稿「ドイツにおける国際会計基準への対応」『企業会計』第49巻4号, 1997年4月。